

平成 27 年 1 月 22 日

北本市地名地番整備審議会
会 長 田 島 和 生 様

東 5 地区自治会
(臨時委員)

地名地番回覧経過報告

標記については、昨年 12 月 17 日 (水) 市役所で行われた第 7 回地名地番整備審議会において、審議会の意向としては、現在の緑 1 丁目・2 丁目の地名がある事から流れとして、緑の地名を東 22 地区 (緑の地名継承)、東 5 地区 (北本宿の歴史的地名を残したい) の意見も尊重するも、緑 3 丁目「東 22 地区」・緑 4 丁目「東 5 地区 (一部除く)」・他の地区の意見は、すべて下石戸の地名に決定している為、審議会しての決定をしたいとのことであったが、地区に持ち帰り回覧で周知のため猶予を頂いた。

記

1、回覧日時

平成 26 年 12 月 26 日

2、回覧 (周知の為)

第 7 回地名地番整備審議会の会議内容記載ものを回覧 (添付のもの)

3、回覧結果

地区内の住民から現在まで、特に意見等ない。

以上



大切なお知らせ

平成 26 年 12 月 吉日

会員各位

自治会長 富家俊男

第 7 回地名地番整備審議会報告

「地名（町名）の候補名が次回の審議会において決定します」

標記の件については、平成 26 年 12 月 17 日（水）午前 10 時から市役所（会議室）にて、各自治会からの町名案（アンケート結果）に基づき、常任・臨時委員の審議会議の今回結果「東 22・東 5 地区（一部除く）」は、下記の通りです。

記

1 審議会の結果

町名案は、緑「東 22 地区」・北本宿「東 5 地区」は、歴史的な地名を残してほしいとの意見は、尊重するも現在、緑 1 丁目・緑 2 丁目があり、東 22 地区が緑の地名を継承したいとの希望が多く審議会としては、緑の町名を東 22・東 5（一部除く）に決めたい。
他の地区は、下石戸で意見が決定した。

※審議会の意見としては、

緑を継承して 3 丁目が「東 22」、4 丁目「東 5 地区（一部除く）」

※他の地区は、下石戸〇丁目、東 5 地区（一部の 7・8 班） 予定

2 会議の流れ

次回の審議会において地名（町名）を決定予定（平成 27 年 2 月頃予定）

※地名（町名）は市議会において審議されてから決まりますが。

（施行には、1 年以上掛かります）

3 その他

- 事務局が作成した 15 次北本市地番地名整備予定区域案を添付します。
- 自治会長としては、次回の地番地名整備の決定に従います。

以上